

図 6 パーテーション設置後の暴力発生場所比較 (4~6月)

図6は、パーテーション設置前後の児童間暴力の発生場所を比較したものである。居室での発生率が減り、食堂、ホールという職員が確認できる共有スペースで増え、早期介入に役立っていることが分かる。

(2) 予防的心理教育 (1次予防)

① 暴力防止プログラム (小グループ活動)

アメリカで開発された暴力に関する暴力防止教育プログラムであるセカンドステップを導入した小グループ活動を実施している。

目的：

実施方法：小グループ活動は毎週1回2h、小学生4年生以下の児童を対象に4グループに分けて実施。セカンドステップだけで

は小グループ活動にのりにくいため、おやつ、体育館遊び、室内遊びを30分ごとのローテーションで組み合わせて行う。

室内遊びではごっこ遊びやゲームを職員と1対1でゆったりできるため、楽しみにする児童が多い。職員にとっても普段の生活の中より細かく児童を観察・対応できる時間となっており、生活場面で役立つ所見が得られている。

セカンドステップを導入して4年目になり、小学生は全員参加経験がある。2年目、3年目の参加児童が増え、トラブルにかけた際、セカンドステップで習った解決法や落ち着く方法を使ってトラブルを回避できる場面も見られるようになっている。

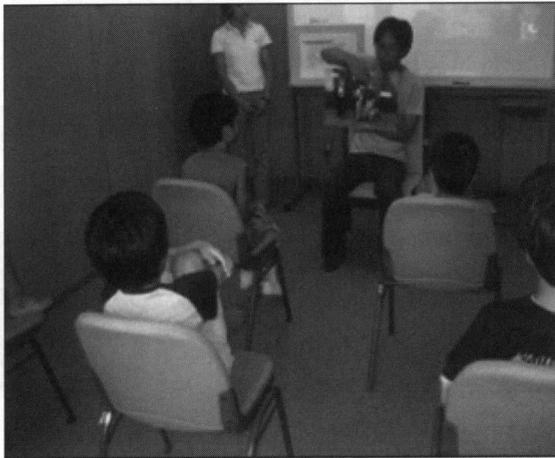


図 7 セカンドステップ実施の様子



図 8 セカンドステップ教材

②職員研修

日常的な研修に加え、平成 18 年度から県内の児童相談所、児童福祉施設等の職員を対象に、全県的な研修会を年 2 回実施している（図 9）。内容は施設内暴力の起こる背景や有効な対応策等についての講義、施設での取り組みの実践報告、グループワーク等である。



図 9 研修風景

(3) 早期の実態把握・介入（2次予防）

①振り返り指導

ア 自室での振り返り

a トラブルを起こしたらその場で職員が介入する。その際、落ち着き、何が問題だったか、別の行動選択肢は何かあるかにつ

いて振り返る準備のために自室で過ごさせる（クールダウン）。落ち着いて、話ができるようになったら、職員と振り返りを行う。対人トラブルなら謝罪等も実施する。

b 暴力、器物破損の場合は、その後（翌日もあり）振り返りシートを利用して、担当職員と再度振り返りを実施する（振り返りシート参照）。

c 必要に応じて、記憶の再現、自ら考えた行動選択肢のリハーサルのためにロールプレイを実施する。

イ 申し送りの場でのチェック

毎日 13:00～14:30、出席可能な全スタッフ、園長、課長、教頭が参加して、前日からの児童の行動、指導未実施事項の報告・確認、指導方法についての協議等を実施する。

②暴力防止アンケート

目的：暴力被害の把握と迅速な対応。暴力行為に対する振り返り指導を行った児童への理解度の確認。睡眠状況、不安・悩み等の把握と対応。

実施方法：全児童を対象に、毎月、直近 1

か月間の10項目に関するアンケート(表1)を聴取する。アンケートは男女別、小中学生別に実施し、アンケート回収時に個別のヒヤリングを行う。アンケート結果は

集計して、グラフ化(図10~19)したものを寮内に掲示し、口頭でも児童に報告している。

表1 暴力防止アンケート質問項目

- Q1 友達を殴ったり、けったりしたことがありますか？
- Q2 誰かになぐられたり、けられたことはありますか？
- Q3 友達にいやなことばや傷つくことばをいわれたことはありますか？
- Q4 友達に傷つくことば、いやなことばをいったことはありますか？
- Q5 友達が暴力をうけている場面を見かけたことはありますか？
- Q6 夜、よく眠れていますか？○をつけてください。
はい・時々眠れない・あまり眠れない・眠れない
- Q7 職員に暴力をしたことがありますか？
- Q8 職員から暴力を受けたことがありますか？
- Q9 暴力をしないためにどんな方法がありますか。
- Q10 ほかに何か言い残したことがあったら書いてください。

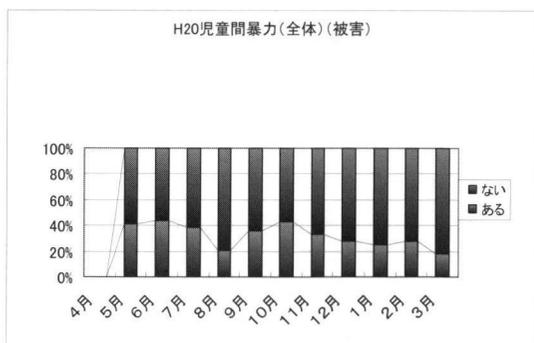


図10 Q1

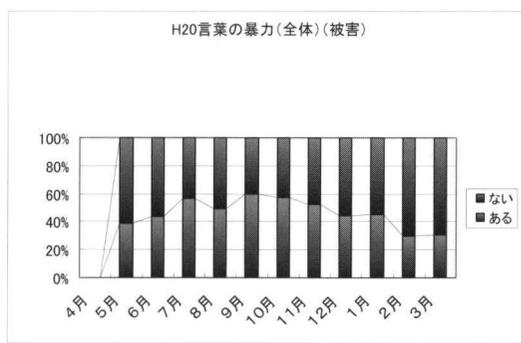


図12 Q3

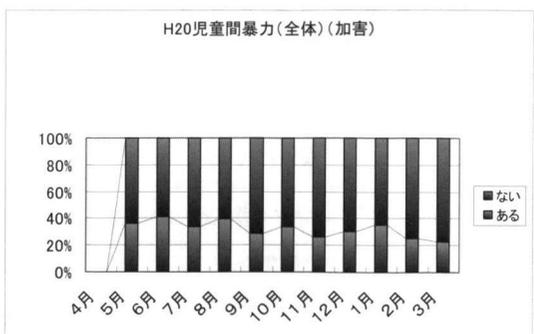


図11 Q2

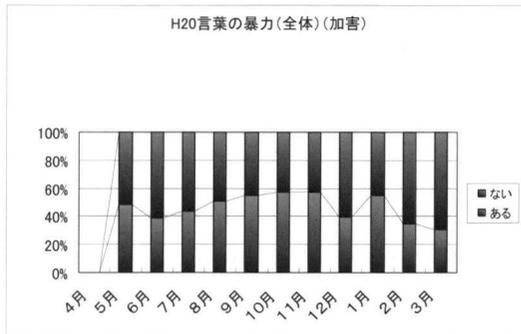


図13 Q4

全体としては、児童間暴力は全児童の4割近くが加害をしたと答えており、9月までほぼこの割合で推移している。男女差については、男子の4割が直接相手に手を出す暴力をしたと答えており、その割合は女子の3倍と多い。一方、女子は5割の児童が暴言を言ったと答えており、その割合は男子の1.5倍である。

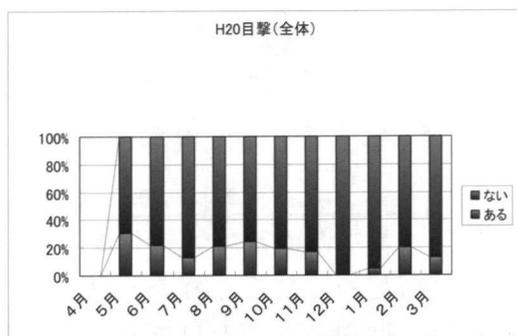


図 14 Q5

職員の把握していない暴力報告が、アンケート実施してから得られるようになった。

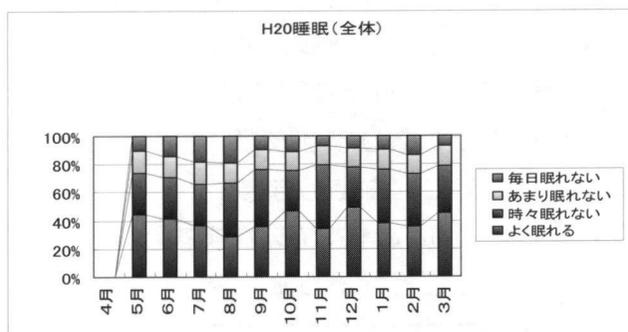


図 15 Q6

夏は暑くて寝苦しいという理由で眠れないと回答する児童が多い。眠れないと答えた児童には、夢は見ているのかなど細かい状況を確認している。

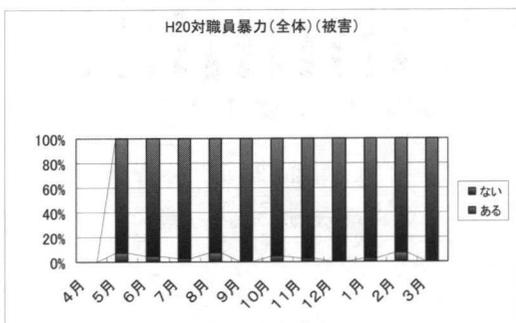


図 16 Q7

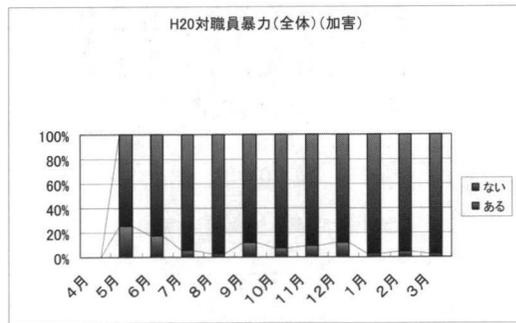


図 17 Q8

職員への暴力はトラブル介入時に怒りが治まらず、関わった職員に暴力を振るうという場面で起きている。職員からの暴力については上記の場面で職員が強く引き離したり、抑えたりすることを、暴力を受けたと回答している。

効果：ヒヤリングで自分がした暴力の振り返りや暴力被害について話す児童が増えた。職員の見ていない場所での暴力行為の実態

が確認でき、回を重ねるごとに様々な訴えを話すことが増えている。また、ヒヤリングは叱責される場ではないので、自分の暴

力行為を落ち着いた場面で話す体験は、実際に暴力事件が起き、加害児童から聞き取り、振り返り指導を行う際に、早く落ち着いて話し合いができることに繋がっている。

アンケート後のヒヤリングからは、被害を受けた児童は受けた暴力を覚えているが、加害児童は自分の行った暴力を覚えてない、という実態が把握できた。これは、暴力を振るってはいるが、自分の受けた暴力記憶再現によるフラッシュバックや解離が起きている可能性が考えられる。

睡眠状況については、ヒヤリング時に1週間のうち何日ぐらい良く眠れるのか、眠れない理由は何なのかを確認している。環境改善（例「暗くて怖い」という訴えに対してフットライトを配置した）や心理的要因に対する対応を早く行うことで、改善さ

れる児童の割合が増えた。

③問題行動把握のデータベース化

これは、吉原林間学園出来事カウントシステム、通称:YOICO (Yoshiwara Rinkan Gakuen Incident Count System) というデータベースの開発と活用である。児童に関する行動記録は毎日、宿直日誌にパソコン入力されるが、この中から主に問題行動をピックアップして個人別、月別等の集計を行うデータベースである。行動記録はあらかじめ39項目の区分に分けており、児童の行動傾向が印象ではなく、客観的な数値として集計グラフ化できる(図18)。このため、児童への指導に際して視覚的に行動傾向を示すこと、同一児童間の継時的変化や他児との比較ができ、児童にとっても理解しやすく目標も立てやすくなった。

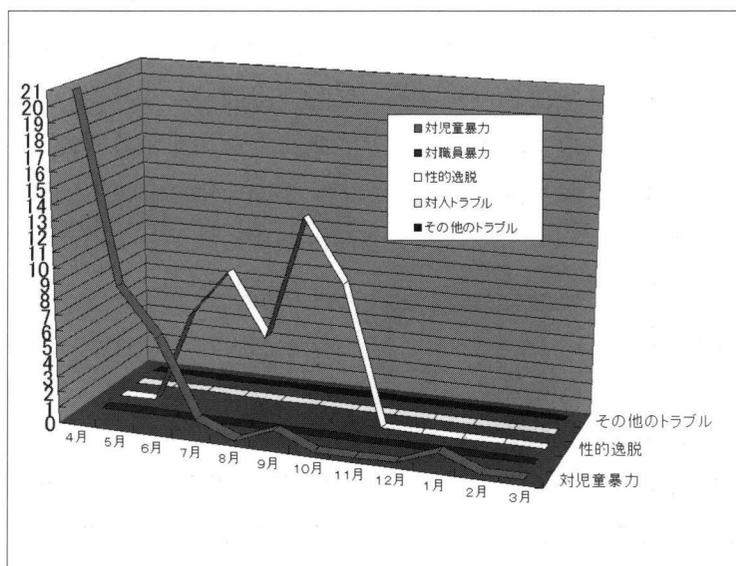


図 18 行動の継時変化把握のためのグラフ化

④暴力防止委員会

目的：学園を安心安全な生活環境とする為、性的逸脱を含むあらゆる暴力防止及び暴力が発生した場合の対応について情報の共有及び適切な対応の推進を行うと共に予

防策も行う。

構成メンバー：治療指導課長、治療係長、指導係長、教諭

暴力事件等日々のトラブルへの対応は、毎日行われている「申し送り」で具体的に協議さ

れる。暴力防止委員会では、毎月行われる暴力防止アンケート集計結果報告、目撃情報で職員が把握していなかった件についての事実確認、個々のケース対応への助言、学園全体における暴力防止に関する事案等に関する討議を行う。暴力防止への学園全体の取り組みを統括するチェック機関といえる。

(4)再発防止（3次予防）

①ロールプレイ

目的：児童にトラブル回避の問題意識を深め、衝動性コントロールや他児との良い関わり方のスキルを向上させる

内容：全児童を対象に学年単位で年間3回実施。学園生活で起きやすい「暴言・暴力」等対人関係上のトラブルを職員の寸劇によって例示し、体験学習を行う。ポイントは、トラブル発生時の感情・体感・認知への気づき、トラブル回避のための別の行動選択シナリオ作成。治療、指導、学校各パートの教職員を各グループに3名以上配置する。実施方法：実施の流れは以下のとおり。

ア グループの目的を伝える。

イ「悪い関わりの寸劇」を職員が実演し、児童が観察した感想を述べる。

ウ 2～3名のグループに児童を分け職員を各グループに一人配置して、「暴言、暴力」をしないための良い行動選択肢を児童で話し合い、シナリオを作成する。シナリオに基づき良い関わりのロールプレイを児童が発表する。

エ 児童が感想を述べる。

オ アンケートに評価、感想を記入。

効果：悪いロールプレイを見て普段の自分の姿に気づく発言が出るようになった。トラブル最中にはできないような客観視や暴

言・暴力のパターンに気づくことができる児童が増えてきた。

良いロールプレイのシナリオを児童自ら作ることで、生活場面での行動の選択肢が増え、同じような場面に遭遇した際、ロールプレイでやったことと同じだと気づき、我慢できたり、他児に良い声掛け（遊具の奪い合いになりそうになり、ジャンケンで順番を決めたら良いと提案した）をしたりしてトラブルを回避できた、という報告が見られるようになった。

おわりに

入所児童の質的变化に伴い、規模の大きい集団ケアでは職員の目が充分届かないため、今後、より小規模で個別的なケアを実施できる施設形態に、早急に移行していく必要を実感している。

当園の特徴として、行動改善の見られた児童は退園となり、その後はまた、新たに問題行動を頻発する児童が入園してくるため、学園全体における問題行動の総数の激減は期待できない実情は既に述べた。暴力防止の取り組みがすぐに暴力件数の低下につながっているわけではないが（本格的取り組み3年目の平成21年度推計値では、児童間暴力が100件以上の減少が予想されている）、当園での暴力防止の取り組みは、学園全体で「暴力を認めない、暴力をなくしたい、そのために皆で取り組もう」というメッセージを児童に伝えている。暴力防止アンケートで自分や他児の暴力被害について、職員が把握していない報告が挙がることは、様々な予防的対応で、児童の暴力を抑制する動機付けが向上し、予防と再発防止に役立っている一例と思われる。また、

この3年間で学園における暴力への対応が徐々に変わってルールが明確になり、職員の対応にブレがなくなり、児童の暴力行為が陰に隠れるということがなくなり、非常に住みやすくなった、と述懐してくれた中学生男児もいた。

今後は学園全体の対応システム及びケア

の充実を図れるよう暴力防止委員会を中心に取り組みを継続し、適切な効果測定を行うことが課題である。

文献

田嶋誠一：現実介入しつつ心に関わる、金剛出版、2009

平成 年 月 日 **ふりかえりシート** 振返事由

1 今、「振り返し」をしている理由を **良く** 考えて 書きましょう。 名前 _____

今、わたしが「振り返し」をしているのは、
_____ からです。

2 それをした時のことを **しっかり** 思い出しましょう。 ここは先生とやりましょう。
②→③→①の順に書きます。

① 気持ち ②

③ したこと、体の感じ

考えたこと この考え方を続けたくないね

3 **誰に** 迷惑を かけましたか？ それは **どんな** 迷惑 ですか？

誰に	どんな迷惑
-----------	--------------

4 どうすれば **良かった** と 思いますか？

誰に	どうすれば良かったか
-----------	------------

5 同じことを **繰り返さない** ためには、**今度** 似たようなことが **起きた時**は どうしますか？

6 迷惑をかけた人には どうしますか？ または どうしましたか？

誰に	どうするか
-----------	-------

振り返り指導を行った職員 _____ (実施後要調査)

◎吉原林間学園

児童養護施設における暴力防止システムの構築

静岡県西部児童相談所 中垣真通

暴力行為や性的問題行動に脅かされることのない安全・安心な環境にするために、児童相談所の協力の下、2つの施設において暴力防止システムを導入したところ、暴力事案の件数が減少し、低学年児も安心できる環境となった。両施設のシステム導入経過、システム概要、成果、課題について報告する。

1 導入経過

児童養護施設W施設の要請を受けて、平成20年3月に静岡県西部児童相談所と浜松市児童相談所が協力して、暴力防止システムを導入するための技術支援を開始した。4月にW施設の主任指導員と両児相の中堅児童心理司が参画するワーキングを設け、6月までに3回の会合を持ち、システムの性格や設計、具体的な作業工程、職員研修の内容等を協議した。W施設においては「安全委員会方式」を踏襲しており、システム設計にあたり九州大学の田嶋教授から助言

をいただいた。システムの実効性を高める上で最も重要な要素は、真剣に暴力防止に取り組む職員の姿勢だという考えから、主任が中心になって施設内で講習会や説明会を開くとともに、児童心理司が講師となって職員研修を実施した。そして、7月に立ち上げ集会を開催し、職員と入所児のほぼ全員が揃った場で、暴力のない施設にしようという宣言がなされて、システムの運用が開始された。

S施設については平成20年4月に支援要請があり、両児相が協力して暴力防止システムの導入を支援した。S施設ではワーキングを設置せず、全職員に暴力防止に関するアンケートを実施して、施設独自にシステム設計を行い、素案ができた段階で両児相に意見照会があった。S施設でも職員研修会を実施したが、聞き取り面接に不安を感じる職員が多かったことから、児童心理司が講師になり全職員を対象に面接スキル訓練を実施した。そして、7月に保護者説明会を開き、8月に全職員と入所児が参加する立ち上げ集会を開催して、システムの運用を開始した。

(表1) 2施設の導入経過

時期	W施設	S施設
平成20年3月	支援要請	
4月	ワーキング1回目(システム設計、作業工程) ワーキング2回目(システム設計、研修内容)	支援要請
5月	職員研修1回目(チーム対応、場面介入方法) 職員研修2回目(場面介入方法)	意見照会(システム設計、委員会構成)
6月		意見照会(システム設計、委員会構成)
7月	立ち上げ集会	研修企画
8月		職員研修1回目(チーム対応、傾聴技法)、立ち上げ集会
9月		職員研修2回目(積極技法)
10月		職員研修3回目(解決指向面接)

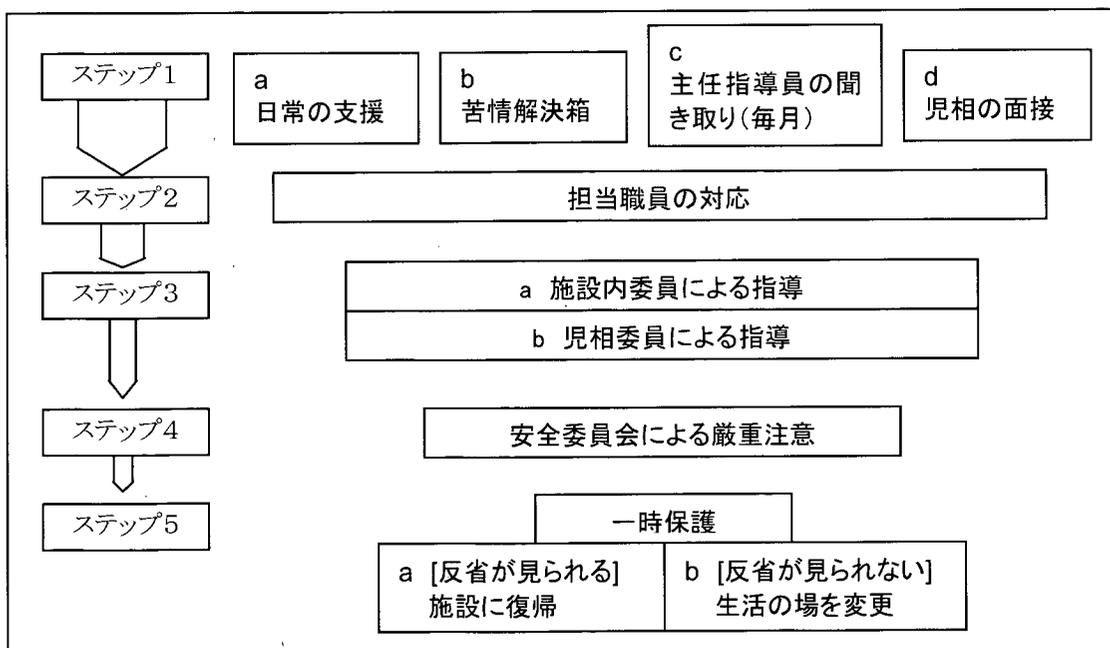
2 システム概要

(1) W施設のシステム

W施設のシステムの名称は「安全委員会」で、委員長に施設経験が豊富な県職員OBが着き、施設からは施設長と主任指導員が、市児相からは育成専門監が、県児相からは児童心理司のスーパーバイザーが参画している。主な活動は、委員会の開催、入所児への聞き取り、要支援児への重点支援である。委員会の開催頻度は3ヵ月に1回(稼働当初は毎月1回)で、生活場面での暴力事案の報告、聞き取り内容の報告、報告に度々名前が挙がる頻出児への支援内容の検討等について協議する。聞き取りは全入所児が対象で、主任指導員が2ヵ月に一度の頻度で個別面接を行い、暴力の加害、被害、目撃がないか確認し、不眠や不調の有無についても聴取している。頻出児については、施設担当の対応に加えて、施設長や児相安全委員が面接を行ったり、がんばり表を導入したりする。

暴力事案への対応のステップについては、

図1のとおりで、入所児にも周知されている。ステップ1はその場での対応のこと、ステップ2は場を改めて施設担当もしくは児相担当が面接をすること、ステップ3は担当に加えて、施設の幹部や児相委員が面接に加わることであり、ステップ4は安全委員会の場に呼んでの面接を意味する。これらのステップは、従来から行われていた対応を明文化し、更にステップ1-c「主任指導員の聞き取り」、ステップ3-b「児相委員による指導」、ステップ4「委員長による厳重注意」を加えて、施設も児相もより濃密に子どもと向き合う体制となっている。暴力行為が1回起きるごとに機械的にステップが進められるというものではなく、各ステップでの支援を繰り返して、残念ながらその効果が認められない場合に、次のステップを活用して暴力行為の改善を図るものである。ただ、深刻な暴力事案や性的問題については、段階を踏まずに高いステップでの対応をとることがある。



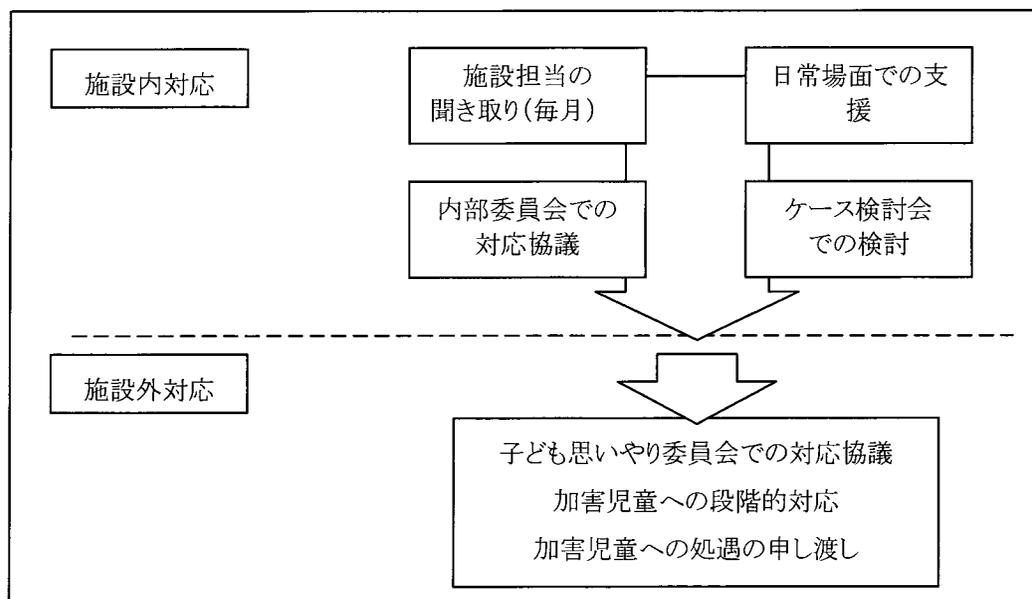
(図1) W施設の対応ステップ

(2) S施設のシステム

S施設のシステムの名称は「子ども思いやり委員会」で、委員長は地区の民生児童委員が着き、副委員長として、市児相の児相長が参画し、委員には、施設から副園長、指導課長、課長補佐（3人）が、通学する学校から小学校長と中学校長が参画し、加えて県児相の心理職員も参画している。定例委員会は3ヵ月に1回開催され、重大な暴力事案の報告、聞き取りの集計結果、聞き取り頻出児の援助方針協議、委員会の運営方法などが議題となる。緊急対応が必要な場合は、緊急委員会が招集され、加害児と被害児への対応協議、加害児への申し渡しなどが行われる。

S施設の対応フローは図2のとおりで、施設内対応と施設外対応に分かれている点が大きな特徴である。定期聞き取りは担当職員が行い、暴力事案の聴取だけではな

く、生活全般について担当児と個別に話し合える時間になっている。暴力事案が確認されると、施設幹部で構成された内部委員会で対応方針が協議され、現場職員が参加するケース検討会で方針が周知され、職員間の役割が確認され、その子に応じた課題と支持体制が提供される。内部委員会での協議の結果、子ども思いやり委員会の対応が必要な事案と判断されると、緊急委員会もしくは定例委員会に諮られる。定例委員会では重大な事案に限らず、聞き取り内容の概要が全て報告され、情報の透明性が確保されている。また、頻出児の学校での様子が小中学校の校長から報告されて、多面的に援助方針が協議されている。また、緊急委員会等で嚴重注意を与える際は、児相と施設幹部の間で綿密な打合せを行い、子どもに応じた厳しさもしくは優しさで注意を与えることとしている。



(図2) S施設の対応フロー

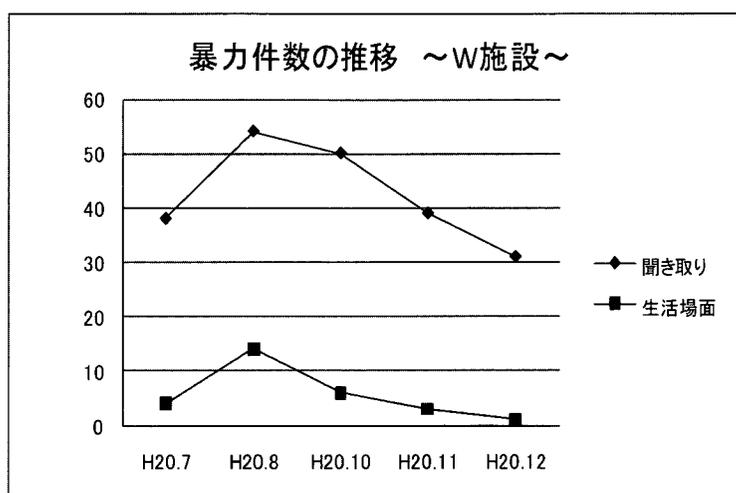
3 結果

(1) W施設

暴力防止システムの導入により、定期聞き取りや生活の中で確認される暴力事案の件数が漸減し、稼動から3ヵ月後に低水準で安定した。特に中高生男子の暴力事案は顕著に減少した。その半面ノビノビと遊べるようになった低学年児の間では、喧嘩が増えるという変化が見られた。ただ、喧嘩になったときも、周りにいた子どもから

「叩かず、口で言えばいい」とアドバイスがあるなど、暴力を防止する意識が子どもたちの間で高まっていた。

システム導入から約1年半が経過した現在も、顕在的な暴力件数は低水準で推移しているが、上級生による下級生への威圧行為が見られることがあり、威圧などの“態度による暴力”への対応が目下の課題となっている。

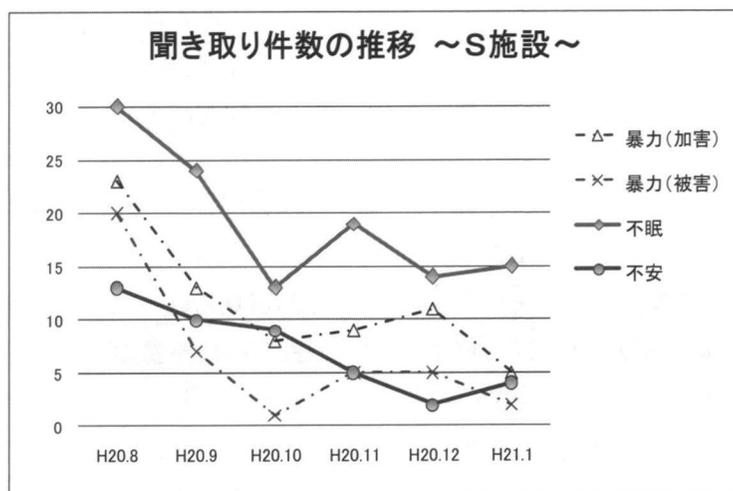


(2) S施設

W施設と同様に、システム稼動後3ヵ月程度で暴力事案の件数が低水準で安定し、下級生同士の喧嘩を上級生が優しく仲裁したりするようになった。S施設では、事案件数が減少しただけでなく、定期聞き取りの中で確認している不安感や不眠に関する訴えも減少を示した。このデータを裏付けるように、児相との面接で、大人しくて小柄な高学年男児が「今は怖いことはないよ」と述べており、施設内が安全・安心

な場になっていることが伺われた。また、女子中学生同士で身体を触りあう悪ふざけが流行していたが、これも暴力と定義して立ち上げ集会で説明したところ、相手の嫌がる性的接触が減少した。

システム導入から約1年半が経過した現在も、不安や不眠の訴えは低水準で推移しており、S施設では、更に「死ぬ」「殺す」などの暴言を対象に”言葉による暴力”の減少に取り組んでいる。



4 考察

暴力防止システムを導入したW施設とS施設では、共通して暴力件数の減少が見られた。特に男子中学生における減少が顕著であった。「叩かず口で言う」という方針を職員間で統一することで、子どもの自制力が発揮されやすい雰囲気になり、聞き取りなどの職員とのコミュニケーションで自分の思いを言葉にできるという循環が、施設内でうまく回るようになると、暴力のない安全・安心な施設環境が実現されるのだろう。

両施設の暴力防止システムに共通する要素とその効果をまとめると、次のように整理できる。

要素①：施設職員による定期聞き取りを実施している。

→効果①：潜在的な暴力事案に関する情報が入手できるほか、施設職員と子どもの関係が強化される。

要素②：「叩かず口で言う」という援助方針を職員間で統一している。

→効果②：子どもに対して暴力以外の代替行動を提示するとともに、経験

の浅い職員にもわかりやすい援助方針を提供できる。

要素③：暴力事案への対応手続きを明文化している。

→効果③：暴力に対する限界設定が明確になることに加え、関係機関の迅速な対応が可能になる。

要素④：関係機関が参画する委員会を定期開催している。

→効果④：施設の対応の透明性が確保されることに加え、子ども集団の力動関係を関係機関が把握できるようになり、予防的な介入が可能になる。

要素⑤：委員会の中で暴力頻出児への支援方法を検討している。

→効果⑤：対応困難児に疲弊している施設職員の孤立感を防ぐ心理的な支援になるほか、担当児相以外の機関の意見を聞くことで多角的なケース検討が可能になる。

外部機関も参画する暴力防止委員会を導入し、施設内で暴力防止に向けた意識統一を図ることで、施設環境がある程度は安

全・安心になると言える。

しかし、残された課題もある。中でも年長児からの威圧的支配は、大きな問題である。威圧的支配関係を子ども集団から払拭するには、日々の生活の中でその都度の介入が重要であり、職員間の高度な意識統一が求められる。忙しい業務の中、陰での威圧行為は見逃されがちになる。また、年長児が集団をまとめてくれることが、職員の助けになる側面もある。しかし、そこに大

きな落とし穴があり、いつ年長児が職員よりも強大な影響力を持ってしまうかわからない。

暴力のない安全・安心な施設環境を提供するためには、支配的ではない対等な人間関係、つまり嫌なことは嫌と言える関係が、職員間あるいは職員と子ども間で結ばれていることが必要条件ではないかと考える。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

研究課題「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」

分担研究「性的虐待をうけた子どもの中長期ケアの実態とあり方に関する研究」

研究課題「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」

分担研究「性的虐待をうけた子どもと家族へのケアおよび援助枠組みに関する研究」

児童養護施設等の実践現場の実態をふまえたケア・ガイドライン作成にかかる

施設代表者記入用 調査票

1. 調査目的

本研究は、児童福祉領域における性的虐待の予防、対応、ケアの具体的な援助体系と援助手法の構築をめざしており、そのうち、性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアを担っている児童養護施設と情緒障害児短期治療施設のケアの実態をふまえ、また児童相談所のソーシャルワーク機能と連動したケア・ガイドラインを作成することを目的としています。

現時点では、全国の児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設における、性的虐待を受けて施設入所した子ども及び疑いのある子ども、性暴力被害を受けた子どもを対象とした、①子どもが安心・安全に生活できる環境づくり、②子どもの性的な問題行動を予防し、起こったときに適切に対応するための援助手法、③入所から退所後に至る援助過程において児童相談所を中心とした関係機関との連携などを軸にケア・ガイドラインを検討しているところであり、その作成にあたって、実践現場の実態及びニーズを調査するものです。

2. 調査対象

全国の児童養護施設568施設及び情緒障害児短期治療施設33施設

3. 調査期間

平成21年9月～10月

4. 調査内容

施設を代表する方にご記入をお願いします。

- ・ 施設の基本情報について
- ・ 性的虐待もしくは性暴力被害を受けた子どもの状況
- ・ 家庭内性的虐待もしくは性暴力被害を受けた児童を視野に入れたケア体制について
- ・ 専門的プログラムの導入について
- ・ ケア・ガイドラインに対する要望について

5. 調査結果の報告

平成21年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」および「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」報告書等において報告します。

6. 調査の問い合わせ

大阪教育大学教育学部 岡本正子

Tel:072-978-3409(ダイヤルイン) E-mail; mokamoto@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

関西福祉大学社会福祉学部 八木修司

Tel:0791-46-2808(ダイヤルイン) E-mail; yagi@kusw.ac.jp

問 5-2 家庭内性的虐待を主たる理由として入所した子どもについて表にご記入ください。(「家庭内性的虐待」とは、児童虐待防止法に規定された性的虐待のことです。)

No.	現在の年齢	性別	入所時年齢	虐待者	医療的ケア (受診科名)	心理療法 (実施機関)
例	16	女	14	継父	産婦人科・児童精神科	施設内
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

問 5-3 入所後に、家庭内性的虐待を受けていたことが発覚した子どもについて表にご記入ください。

No.	現在の年齢	性別	入所時年齢	虐待者	医療的ケア (受診科名)	心理療法 (実施機関)
例	16	女	14	継父	産婦人科・児童精神科	児童相談所
1						
2						
3						
4						
5						

問 5-4 家庭内性的虐待を受けた疑いのある子どもについて表にご記入ください。

No.	現在の年齢	性別	入所理由	入所時年齢	家庭内性的虐待を疑う理由
1					
2					
3					
4					
5					

問 5-5 家庭内性的虐待以外の性暴力被害を受けた子どもについて表にご記入ください。

No.	現在の年齢	性別	入所時年齢	加害者	医療的ケア (受診科名)	心理療法 (実施機関)
例	8	男	3	年長児童	産婦人科・児童精神科	児童相談所、施設内
1						
2						
3						
4						
5						

問 6 現在（平成 21 年 9 月 1 日）の全入所児童のうち、性的な問題がある子どもについて表にご記入ください。

No.	現在の年齢	性別	性的問題の内容	入所時年齢	性的虐待	性暴力被害	発達障害	医療的ケア (受診科名)	心理療法 (実施機関)
1					有 無 疑い	有 無 疑い	有 無 疑い		
2					有 無 疑い	有 無 疑い	有 無 疑い		
3					有 無 疑い	有 無 疑い	有 無 疑い		
4					有 無 疑い	有 無 疑い	有 無 疑い		
5					有 無 疑い	有 無 疑い	有 無 疑い		

問 7 施設内での暴力・性的加害／被害が生じた際の対応マニュアルの作成について当てはまるものに○をつけてください。

1. 作成している 2. 作成中 3. 作成していない

■■■家庭内性的虐待もしくは性暴力被害を受けた児童を視野に入れたケア体制について■■■

問 8 家庭内性的虐待を受けた(疑いを含む)子どもを受け入れるにあたって、入所前に配慮している点についておしえてください。

問 8-1 家庭内性的虐待を理由に入所する子どもについて、入所前に実施していることはどのようなことですか。○をつけてください。(複数回答可)

- 1 児童相談所に、家庭内性的虐待の内容と子どもに与えた影響について確認する
- 2 児童相談所と、入所後に子どもが起こしうる問題行動の予測と対応について協議する
- 3 児童相談所に確認した家庭的性的虐待の内容や子どもに与えた影響について担当職員で情報を共有する
- 4 児童相談所に、虐待者に虐待事実が告知されているかどうかを確認する
- 5 児童相談所に、虐待者や家族の面会等の制限について確認する
- 6 児童相談所と、入所後に予想される保護者対応と役割分担について協議する
- 7 児童相談所に、施設に性的虐待事実を伝達することについて本人の意向を確認する
- 8 その他()

問 8-2 家庭内性的虐待を受けた疑いのある子どもについて、入所前に実施していることはどのようなことですか。○をつけてください。(複数回答可)

- 1 児童相談所が疑いをもつ、家庭内性的虐待の内容と子どもに与えた影響について確認する
- 2 児童相談所と、入所後に子どもが起こしうる問題行動の予測と対応について協議する
- 3 児童相談所が疑いをもつ家庭的性的虐待の内容や子どもに与えた影響について担当職員で情報を共有する
- 4 児童相談所に、保護者に家庭内性的虐待の疑いについて告知したかどうかを確認する
- 5 児童相談所に、虐待者や家族の面会等の制限について確認する
- 6 児童相談所と、入所後に予想される保護者対応と役割分担について協議する
- 7 児童相談所に、施設に対して性的虐待の疑いに関して伝達することについて本人の意向を確認する
- 8 その他()

問 8-3 入所前に、受けいれにあたって施設内で工夫されていることに○をつけてください。特に重要であると考えていることに◎をつけてください。

- 1 具体的対応方法について施設内で協議する
- 2 部屋等、他児との関係における配慮について協議する
- 3 言葉かけ、注意点を整理する
- 4 入所後に子どもが起こしうる問題行動の予測と対応について協議する
- 5 心理療法の必要性について検討する
- 6 その他()

問 9 入所後に、家庭内性的虐待を受けていたことが発覚した場合の対応についておしえてください。

問 9-1 入所後に、家庭内性的虐待を受けていたことが発覚した場合の子どもへの事実確認はどうしていますか。

- 1 施設で担当職員が子どもに確認する
- 2 施設で事実確認した状況を児童相談所に報告する
- 3 施設で事実確認をせずに、児童相談所に連絡して児童相談所が事実確認をする
- 4 その他()

このことについて、心がけている点、苦慮している点があればお書き下さい。

問 9-2 入所後に、家庭内性的虐待を受けていたことが発覚し、子どもへの事実確認後、虐待者への告知や面会の制限などの保護者対応はどうしていますか。

- 1 児童相談所が保護者に虐待事実を告知する
- 2 施設が保護者に虐待事実を告知する
- 3 児童相談所と、保護者の面会の制限について協議する
- 4 その他()

このことについて、心がけている点、苦慮している点があればお書き下さい。

問 9-3 入所後に、家庭内性的虐待を受けていたことが発覚した場合の対応で苦慮した点、配慮した点などをご記入ください。

問 10 家庭内性的虐待を受けて入所中の児童の家族支援についておしえてください。

問 10-1 家庭内性的虐待事例（保護者が加害者）の家族再統合の考え方についてお尋ねします。

- 1 家庭内性的虐待の家族再統合は、原則として加害者との同居は考えない。
- 2 加害者が指導・治療を受けた場合は、加害者を含んだ家族再統合を考える
- 3 加害者が指導・治療を受けていない場合でも、加害者を含んだ家族再統合もあり得る
- 4 わからない

問 10-2 家族支援を主に担っている人の職種について○をつけてください。（複数回答可）

- 1 家庭支援専門相談員
- 2 心理担当職員
- 3 主任児童指導員
- 4 主任保育士
- 5 担当者(指導員、保育士など)
- 6 施設長・副施設長
- 7 児童相談所担当者
- 8 その他()

問 10-3 支援の内容についてお尋ねします。(複数回答可)

- 1 虐待対応としての面会・外泊の調整
- 2 ソーシャルワークによる生活支援・指導(経済面、就労、生活の仕方など)
- 3 子どもと家族(虐待者、非加害親、きょうだい等)との関係整理・修復
- 4 性的虐待についての問題理解(子どもを被害者として受け止める子どもに及ぼす影響の理解など)
- 5 家族内の性についての整理
- 6 非加害親(主に母親)自身の問題の解決
- 7 家庭復帰の準備
- 8 虐待者(加害者である保護者)への働きかけ

問 10-4 家族合同面接を施設で行っていますか。

1. おこなっている
2. おこなっていない

問 10-5 家庭内性的虐待事例において、児童相談所の指示で、家族の面会・外泊ができない場合の取り組みをご記入ください。

問 10-6 家庭内性的虐待事例において、家族再統合に向けて貴施設が取り組んでいることがあればご記入ください。

■■■■■専門的プログラムの導入について■■■■■

問 11 性的虐待／性暴力被害を受けた子どもに対して、導入しているプログラム・療法について以下の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 心理療法(問 11-1 の設問にお答えください)
2. 性教育
3. バウンダリーの学習を含めた性教育
4. その他()
5. 特になし

問 11-1 問 11 で「4. 心理療法」を回答した方におたずねします。

①心理療法で行っているものについて以下の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 一般的なプレイセラピー
2. 一般的なカウンセリング
3. エクスプロージャーや EMDR などトラウマケアを目的とした心理療法
4. 箱庭・コラージュなどの芸術療法
5. 動作法やリラクゼーション
6. 認知行動療法
7. 集団心理療法
8. その他()